

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

(目的)

第1条 盲ろう者通訳・介助員派遣事業（以下この要領において「派遣事業」という。）は、重複して障害のある重度の盲ろう者（以下「盲ろう者」という。）に対し、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員（以下「通訳・介助員」という。）を派遣し、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、派遣事業の実施を社会福祉法人その他市長が適当と認める団体（以下「受託団体」という。）に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 派遣事業の利用対象者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 函館市に居住していること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けており、視覚障害および聴覚障害の重複による障害の程度が1級または2級に該当していること。

(利用登録等)

第4条 前条の要件を満たす者で、派遣事業を利用しようとするものは、事前に別記第1号様式の申請書により、受託団体に事業の利用登録の申請をするものとする。

2 受託団体は、前項の申請があったときは、前条の要件を満たし、かつ、通訳・介助員による支援が必要と認められる盲ろう者（以下「利用者」という。）に対し、別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(通訳・介助員)

第5条 通訳・介助員は、盲ろう者のコミュニケーションおよび移動等の支援を行うのに必要な知識・技能ならびに盲ろう者の福祉に理解と

熱意を有する20歳以上の者で、次項に掲げる研修を修了（第3項の規定により研修を修了したものとみなされた者を除く。）し、受託団体の登録を受けた者とする。

2 前項に規定する研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 受託団体が実施する「盲ろう者通訳・介助員養成講座」
- (2) 国立リハビリテーションセンター主催の「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」
- (3) 社会福祉法人全国盲ろう者協会主催の「盲ろう者向け通訳者養成研修会」

3 次に掲げる者については、第1項に規定する研修を修了したものとみなす。

- (1) 社会福祉法人全国盲ろう者協会の訪問相談員として登録を受けていた者
- (2) 第1項に規定する研修を修了した者と同等の知識・技能を有する者として受託団体が特に認めた者

4 通訳・介助員として登録を希望する者は、別記第3号様式の申込書により、受託団体に登録を申し込むものとし、受託団体は第1項の要件を満たす者について、盲ろう者通訳・介助員の登録を行い、登録者番号および有効期間を記載した別記第4号様式の盲ろう者通訳・介助員登録者証（以下「登録者証」という。）を交付するものとする。

5 登録者証の有効期間は、交付の日から起算して1年の範囲で受託団体が定めるものとする。

6 受託団体は、前項の有効期間について、その期間を更新することができる。

（変更の届出）

第6条 利用者および通訳・介助員は、登録した事項に変更が生じたときは、別記第5号様式の届出書を速やかに受託団体に提出するものとする。

（登録の抹消）

第7条 受託団体は、利用者および通訳・介助員について、次のいずれ

かの事由に該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 利用者および通訳・介助員から、別記第6号様式の登録抹消申出書の提出があったとき。

(2) 登録者証に記載されている有効期間が終了し、更新されなかつたとき。

(3) この要領に違反し、受託団体に対し虚偽の内容の報告等を行う、また、通訳・介助員において利用者に適切な支援を行うことができないなど、派遣事業の利用者または通訳・介助員として適当でないと受託団体が認めたとき。

2 前項の規定により登録の抹消の申し出を行い、または登録を抹消された通訳・介助員は、速やかに受託団体に登録者証を返還しなければならない。

(派遣の依頼)

第8条 利用者は、通訳・介助員の派遣を受けようとするときは、別記第7号様式の派遣依頼書により、原則として、派遣日時の1週間前までに、受託団体に派遣を依頼するものとする。ただし、緊急やむを得ないなどの理由があり、受託団体が認めた場合は、この限りではない。

2 利用者は、受託団体を経由せず直接、通訳・介助員へ派遣を依頼してはならない。ただし、真にやむを得ないとして、事後において受託団体が認めた場合はこの限りではない。

3 受託団体は利用者からの依頼があった場合は、派遣事業による派遣の適否を判断し、通訳・介助員の派遣のための調整を行うものとする。なお、受託団体は、利用者の希望する日時に通訳・介助員を派遣することができない場合には、利用者と調整の上、別な日時に通訳・介助員を派遣する等、適切な措置を講ずることができるものとする。

4 受託団体は、通訳・介助員の派遣を決定したときは、別記第8号様式の派遣依頼対応通知書（以下「対応通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

5 受託団体は、派遣事業の派遣の要件を満たさないときまたは適当な通訳・介助員の確保ができないなどのやむを得ない事情があるときは、

通訳・介助員を派遣しない旨を決定し、派遣できない理由を付して対応通知書により利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 通訳・介助員の派遣に要する費用については、無料とする。ただし、利用者の外出に必要な交通費等については、通訳・介助員に係る分も含めて、利用者の負担とする。

(事業の実施方法)

第10条 派遣事業による利用者1人当たりの派遣時間は、原則として一年度当たり240時間を上限とする。ただし、やむを得ない事情等により、受託団体において派遣が必要と認める場合についてはこの限りではない。

- 2 受託団体は、函館市が受託団体に支出する委託料の額、年間の派遣事業利用見込みおよび各利用者の利用状況を勘案し、やむを得ないと認められる場合については、前項に定められた派遣時間の上限を変更することができる。なお、その場合、受託団体は当該上限を変更した旨を利用者に通知しなければならない。
- 3 通訳・介助員の1日当たりの派遣時間は、8時間を限度とする。
- 4 通訳・介助員は、利用者の外出時におけるコミュニケーションおよび移動等の支援（以下「通訳・介助」という。）を行うものとするが、次の場合については、派遣事業による派遣の対象とはしないものとする。
 - (1) 政治的活動のために通訳・介助を必要とする場合
 - (2) 宗教的活動のために通訳・介助を必要とする場合
 - (3) 個人の営利目的のために通訳・介助を必要とする場合
 - (4) その他公序良俗に反するなど、社会通念上適切でないと認められる活動等のために通訳・介助を必要とする場合
- 5 利用者と同居している者については、当該利用者の通訳・介助員として派遣しないものとする。
- 6 通訳・介助員が派遣事業に従事するに当たっては、原則として自家用車は使用しないものとする。

(通訳・介助実施報告書)

第11条 通訳・介助員は、利用者の通訳・介助を行ったときは、当該通訳・介助の終了後にその都度、別記第9号様式の通訳・介助実施報告書（以下「実施報告書」という。）を作成し、速やかに受託団体に提出するものとする。

(通訳・介助員への謝金等)

第12条 受託団体は、前条の規定に基づき、通訳・介助者から実施報告書の提出があったときは、内容審査の上、謝金および交通費を次の各号の規定に従い支払うものとする。

(1) 謝金

通訳・介助を実施した時間について1時間当たり1,500円
なお、1回の派遣につき1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上については切り上げて1時間とみなすこととし、30分未満については切り捨てるものとする。

(2) 交通費

通訳・介助を行うため、派遣場所までの往復に要した交通費の実費

2 前項の支払いは、各月毎に末日をもって取りまとめ、翌月10日までに行うものとする。

(事故の防止等)

第13条 受託団体は、通訳・介助員の業務上の事故等の防止に努めると共に、事故等が発生した場合に備えて、損害保険への加入等、必要な措置を講じるものとする。

2 通訳・介助員は、通訳・介助活動中に事故等が発生した場合は、速やかに受託団体に連絡するものとする。

(通訳・介助員等の義務)

第14条 通訳・介助員および受託団体の職員は、派遣事業に係る業務を行うに当たり個人の人権を尊重するとともに、当該業務を行うに当たって知り得た個人の秘密はこれを守らなければならない。通訳・介助員または受託団体の職員たる身分を喪失した後も同様とする。

(通訳・介助員の養成研修)

第15条 受託団体は、函館市内で実施される盲ろう者通訳・介助員派遣事業に従事する通訳・介助員の養成を行うため、毎年度道内1か所以上において、養成講座等を開催するものとする。

2 前項の養成講座等の開催について、函館市との事前協議を経たうえで、現に派遣に従事する通訳・介助員の資質向上のための研修（現任者研修）等に替えることができる。

(関係機関等との連携)

第16条 受託団体は、派遣事業の実施に当たっては、関係機関および障害者団体等と密接な連携を図り、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるほか、派遣事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の別記第1号様式、別記第3号様式および別記第9号様式の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の別記第1号様式、別記第3号様式および別記第9号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。